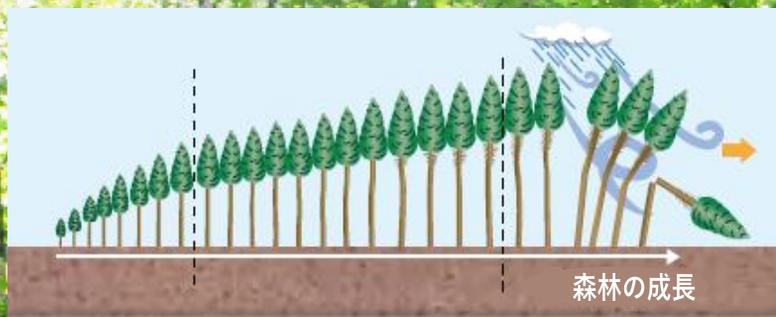


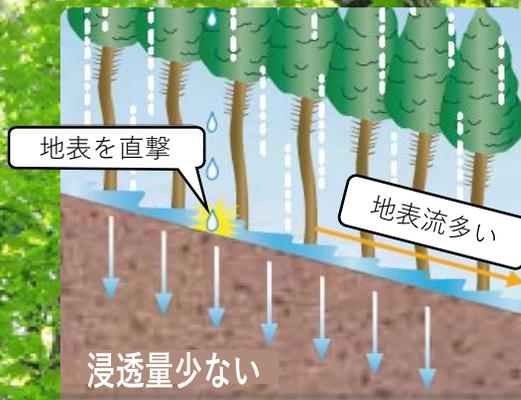
# 森林 は適切な手入れが必要です

手入れが実施されないと森林の働きが損なわれます

## 間伐をしないと・・・



1本1本が十分に日光を受けることができず、木は細長くなり弱くなります。また、林内にも光が入らないため、下層には下草や低木が育ちにくくなります。



地表がむき出しのため、表土が流出しやすくなり、水源かん養機能も低下します。

## 森林経営管理制度を活用して、森林整備を行います。

適切に経営管理を実施していない森林

- ① 市が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、意向を確認します。
- ② 市に委託したいと回答いただいたときは、必要に応じ協議の上、経営や管理の委託手続き\*を行います。（※全ての森林の委託を受けることをお約束するものではありません。）

飯田市に森林の経営管理を委託した場合

- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託します。
- ④ 林業経営に適さない森林は、防災対策等必要に応じ市が経営を管理します。



森林所有者

意向を確認

経営管理を委託



飯田市

林業経営に適した森林

経営管理を再委託



意欲と能力のある林業経営者

林業経営に適さない森林

必要に応じ市が経営管理

## 森林経営管理法（抜粋）〈平成31年4月1日施行〉に基づく森林所有者や市町村等の責務

### （責務）

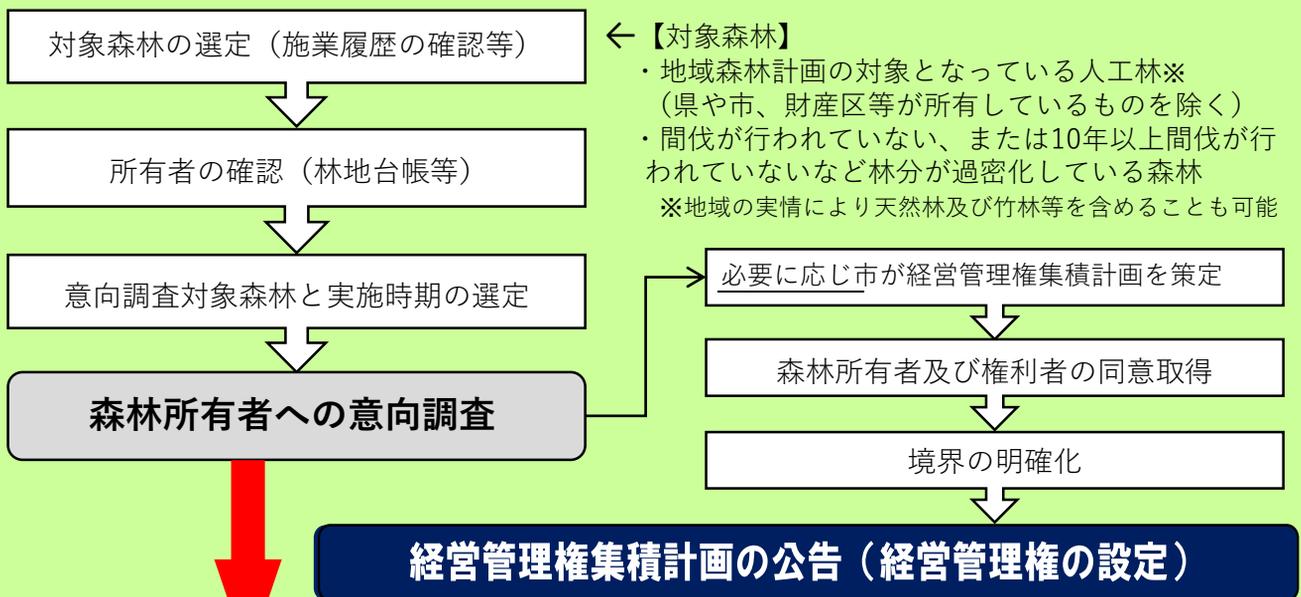
第3条 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。

市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （市町村に対する援助）

第49条 国及び都道府県は、市町村に対し、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

### 【森林経営管理制度の具体的な流れ】



区分	①林業経営に適した森林	②林業経営に適さない森林
管理方法	意欲と能力のある林業経営者に経営管理を委託	防災対策等必要に応じ市が経営管理を実施
管理方針	木材の持続的な生産・利用 〔針葉樹による育成単層林〕	公益的機能の持続的な発揮 〔針広混交林等の複層林〕
施業内容	・木材生産を目的にした施業 ・伐期が到来する場合は主伐・再造林を実施	・長伐期化や複層林化による非皆伐施業 ・市が間伐等の施業を随時実施
経営管理権の設定期間	主伐を伴う場合は、最低でも15年以上（主伐後10年以上）の存続期間を確保	基本的に市が継続的に管理するための権利として設定することを想定
木材収入の取扱い	施業に要する費用（林業経営者の利益を含む）を差し引いたうえで、森林所有者に還元	木材収入は所有者には還元されない（市の費用の一部に充当）

### 森林経営管理制度のお問い合わせ先

飯田市役所 産業経済部 林務課

〒395-0851 長野県飯田市大久保町2534

TEL：0265-24-4567 FAX：0265-24-4568

メール：rinmu@city.iida.nagano.jp